

○議長（齋藤恵一君）

皆さん、おはようございます。

開会前に報告事項がありますので、事務局から報告させます。

○事務局長（奈良岡信彦君）

おはようございます。

十番佐々木政美議員、それから十一番横山憲一議員から所用で欠席する旨の届け出がありましたのでご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（齋藤恵一君）

ただいまの出席議員数は十六名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、一般質問を行います。

通告により、三番奈良岡文英君に一般質問を許します。

奈良岡君。

〔三番 奈良岡文英君 登壇〕

○三番（奈良岡文英君）

おはようございます。

議長の許しを得ましたので、発言させていただきます。

議席番号三番奈良岡文英であります。

平成二十一年第三回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

今年も収穫の秋を間近に控え、今後の天候や今年の作柄が気になることかと思えます。最近はずづついた天候が多く、異常気象や天候不順による作物への影響やこれから本格的な台風シーズンを控え、農業への被害が心配であります。農家にとっては収穫が終るまで最も大事な時期であり、気の抜けない日々が続くと思えますが、今年も豊作であることを祈っている次第であります。

それでは、通告した内容に沿い一般質問をさせていただきます。

まず第一点目の町長の政治姿勢について伺います。

衆議院選挙の結果についてであります。

八月三十日に行われた第四十五回衆議院選挙の結果は歴史的な選挙でありました。有権者は各政党が出したマニフェストを吟味し、本格的な政策本位のまさに政権選択の選挙でありました。諸外国では、選挙による政権交代は何ら珍

しくありませんが、日本では一九五五年の保守合同以来、長い間自民党を中心とする政治が続いてきました。その間、その長期的な支配が日本の今日の経済成長につながったという見方もありますが、その一方で、政治と官僚機構のなれ合いを生んできたという声もあります。結果は民主党が三百八議席という圧勝をおさめ、民主党を中心とする政権の樹立が決まり、自民党は初めて衆議院の第一党から転落し、自公政権は崩壊しました。国民は戦後初めて二大政党間による政権交代を選択した歴史的な選挙でありました。

そこで、町長に伺います。

今回の歴史的選挙で民主党が三百八議席を獲得し、新政権発足の準備が進められていますが、民主党が大躍進し、自民党が改選前の三百議席から百十九議席と大きく減らし、長い間続いた自民党中心の政治から民主党中心の政治に変わっていきます。また、我が町が属する青森四区からも二人の衆議院議員が選出されました。また、県全体では国会議員が民主党から七人、自民党から三人、日本共産党から一人となっていますが、このことをどのように受けとめているのか、その所感を伺います。

また、新政権は民主党がマニフェストに盛り込んだ官僚政治からの脱却や農家の個別所得補償制度、子ども手当の支給や、あるいは高速道路無料化など、多くを実現するために多額の財源が必要とされています。また、新政権は、官僚依存の政治から脱却する切り札として、国家戦略局を新設するという、それは予算編成の基本方針やそのほかに外交方針など、国の重要案件を議論し、政治主導により首相を補佐し、予算のむだ遣いをなくし、必要な財源を確保していくものだという、これまでの予算編成のあり方を大きく変えることとなります。その初仕事として、来年度予算案の概算要求の見直しや、二十一年度の第一次補正予算案の一部執行停止も含む二次補正予算を作成することが九日に明らかになっています。

麻生内閣がことし五月に景気対策の一環として総額十四兆円の二十一年第一次補正予算を成立させ、それを受けて我が町でも七月に臨時議会を開き、総額八億円余りを二十一年度予算案に追加補正しましたが、それが一部執行停止になるのか、またそういう事態になるとその影響はどのようになるのか、私たち地方自治体もその動向に大いに注視し、混乱することなく的確に対応していくことが必要であるかと思いますが、新政権に対する我が町の対応を伺います。

また、我が町における諸課題は財政的には国の地方交付税への依存度が高く、町の基幹産業である農業の振興、スポーツ文化の活動の充実、子育て支援や教

育の充実、高齢者の健康対策、水と緑に囲まれた自然環境の維持、また交通面では国道七号、三三九号、JR奥羽本線、五能線を生かしたまちづくりなど、国の政策と関連するものが数多くありますが、今後新政権に望むことは何か町長に伺います。

次に、第二点目の農政について伺います。

まず、耕作放棄地対策について伺います。

耕作放棄地は、近年増加傾向にあります。二〇〇五年農林業センサスによると、青森県内の耕作放棄地は約一万四千五百ヘクタールで、農地面積のおよそ八%を占めています。青森県が食料供給県として日本の食料事情に一層の貢献をしていくためには、こうした耕作放棄地を活用し、食料の生産を行っていくことが大変重要なことだと考えます。また、平成十一年に制定された食料・農業・農村基本計画では、農業、農村に期待されることとして、食料の安定供給と農業の多面的機能の発揮、農業の持続的な発展と農村の振興の四つの基本理念とし、農地での農業生産活動が継続して行われるよう支援するとしています。耕作放棄地が増加することは、国土の保全、水源の涵養、景観維持など、農業の持つ他面的機能の低下を招くことが懸念されていますが、その発生要因は高齢化による労働力不足、後継者がいないとするものが最も多く、農道が狭い、水路が悪い、排水が悪いなど、土地条件が悪い、農地の受け手がいない、農産物の価格が安い、生産調整の対応などの理由が挙げられており、社会的、自然的、経済的諸条件が背景にあります。我が町の基幹産業である農業を中心としたまちづくりを進め、地域の活性化を図るためにも、耕作放棄地を解消し、農地の再生、利用を促進していく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、我が町の耕作放棄地の実態とその解消に向けた取り組みについて伺います。

次に、環境保全について伺います。

地球の温暖化や生活廃棄物の増加など、さまざまな環境問題が叫ばれています。環境意識の高揚と環境に配慮した事業活動や日常生活への取り組みがさらに求められているところであります。水と緑が豊かな美しい我が町において環境保全と景観維持のための取り組みは町のイメージアップにつながり、そこで生産される農産物のアピールにもつながっていきます。地域住民の主体的な景観形成運動、清掃ボランティア活動などの景観維持のための取り組みについて、その現状をお伺いいたします。

また、毎年秋になれば稲刈り後の田んぼのわら焼きの煙が一带をすっぽり覆

い、一昔前までは秋の風物詩でありましたが、今は大気を汚染し、視界不良による交通渋滞を招いたり、せき込むなどの健康障害を招き、住民生活への影響が大きいまさに公害であります。今では、わら焼き公害をなくし、稲わらをすき込んだり、堆肥にして土づくりをしたり、家畜の飼料にしたり、環境に配慮した農業も求められています。また、農家の意識改革も必要であります。そして、我が町で生産される米は、環境に配慮したクリーンな米として消費者にアピールしていくことも大切でありましょう。隣の秋田県では、罰則付きの条例を制定して、対策を講じています。我が町も早急に取り組む必要があると思いますが、我が町のわら焼き防止の対策について伺います。

次に、農家所得のアップに向けた取り組みについて伺います。

近年、農業を取り巻く状況は景気低迷の影響による農作物価格の低下、そして肥料、農薬などの生産資材の価格高騰による、生産費のコスト高によって、農家経営は圧迫され続けています。今こそ行政とJAなど生産者団体と生産者が一体となり、産地形成を図り、消費者のニーズに合った農産物を生産、販売する体制を確立することが大切であります。そして、その一つの方法として、消費者が認めたブランドとして確立していくことでありましょう。農作物のブランド化、つまり藤崎ブランドの確立について、町長のお考えを伺います。

次に、すそ物の販売について伺います。

農家の人たちが丹精込めてつくった農作物の中には、立派な高級品から規格外の加工品まで、千差万別いろいろあります。農家所得アップの一つの手段として、高級品はいつでも高値で売れますが、いわゆるすそ物を有利に販売し、売上の底上げを図ることが大切であります。すそ物の販売について、町としてどのように取り組んでいるのか伺います。

最後に、JAと連携した販売戦略について伺います。

我が町には津軽みらい農協とつがる弘前農協の二農協が存在し、組合員もちようど旧藤崎町、旧常盤村を境にして加入し、それぞれ別々に活動しているわけですが、農産物の販売において藤崎ブランドを確立し、広くアピールし、販売力を強化していくためには、二つの農協が連携して、販売戦略を立て、町内の農家が一体となって販売に取り組むことが大きな力となり、販売力強化、産地力強化につながっていくと思います。町は農家所得向上のために、二つの大規模農協の間に入って、どのような役割を担っていくとお考えなのか伺います。

以上で通告しておいた質問を終わりますが、答弁に際しては、一万六千五百

人の町民に対して、詳細かつ明快な責任のある答弁をお願いして、登壇での発言を終わります。

○議長（齋藤恵一君）

三番奈良岡文英君の一般質問に対する答弁を求めます。

小田桐町長。

〔町長 小田桐智高君 登壇〕

○町長（小田桐智高君）

おはようございます。

奈良岡議員のご質問にお答えいたします。

初めに、私の政治姿勢についてのご質問のイの衆議院選挙についての（一）の選挙の結果をどう受けとめるのか、（二）の選挙後の町の対応について、そして（三）の新政権に望むことは何かの三点の件につきましては、関連がございますので、一体的にお答えしたいと思います。

私たちの政治制度は、ある一定の方法によって民意の代表を選出し、みずからの権力の行使をその代表者に託することで間接的に政治に参加し、その意思を反映させる制度であることについては言うまでもございません。このたびの第四十五回衆議院議員総選挙の藤崎町の投票率につきましては七五・八五％と、前回の平成十七年選挙と比して四・一八％アップとなっております。関心度の高さがうかがわれたものであります。今回の総選挙の選挙結果につきましては、有権者の皆様方が国政にそれぞれの思いを託し、期待を込めて投票された結果であると考えております。結果として示されました民意の信託を踏まえ、それぞれの政党、それぞれの政治家が努力され、地方の意見を真摯に受けとめ、改革の実現に取り組んでいただきたいと考える次第であります。新しい政権の内閣総理大臣におかれましては、国民の声に耳を澄まし、日本のため、国民のために全力を尽くしていただきたいと思っております。

また、町長職という立場からは、地方重視の視点で地域が元気になれるような政策に期待するところであります。その際には、本町のように、財政力が弱く、懸命に努力している自治体が財源をしっかりと確保できる仕組みを構築した上で、地域活性化などに資する具体的な施策が展開できるようなバックアップ、支援を強く望むものであります。

次に、農政についてのご質問のイの耕作放棄地対策について（一）の耕作放棄地の実態についてであります。農地は、食料を供給するための基礎的な生産、経営基盤となるものであります。その一方では、農業者の減少、高齢化の

進行などにより耕作放棄地は年々増加傾向にあり、その解消を図ることが喫緊の課題であると思っております。このため、町と農業委員会では、昨年度、耕作放棄地の実態を把握するために、一筆ごとに調査し、耕作放棄地の面積は十五・八ヘクタールとなり、内訳として水田六ヘクタール、樹園地九・八ヘクタールとなっているところであります。

次に、（二）の耕作放棄地解消への取り組みについてであります。耕作放棄地の解消を図るには、その現状を的確に把握した上で、それぞれの状況に応じた対策を講じていくことが必要であります。町と農業委員会では、所有者への適正な管理の指導やアンケート調査による所有者の農地の売買、賃貸借及び農地銀行への登録の有無などの意向を把握しており、今後は広報お知らせ号により基盤整備等の補助事業の要望を受けていく予定であります。これらにより、所有者に対し、耕作放棄地の解消を働きかけたり、認定農業者等、担い手へ農地の集積を行ったり、担い手のいない地区においては、集落などによる保全管理などを促進していく方向であります。

次に、ロの環境保全について（一）の景観維持のための取り組みについてあります。過疎化、高齢化、混住化が進んでいる農村地域では、農地や水路を維持し、管理することが困難になってきており、このままの状態では貴重な農村資源が保全できなくなり、肝心の食料生産にも支障が出るということで、平成十九年度より農地・水・環境保全向上対策事業が始まっております。当町では、この事業に町内十四地区で取り組んでおり、農業者を中心としての泥あげ、砂利敷き、草刈りなどの共同活動を実施し、農業者だけでなく、町内会、子ども会、老人クラブ等、いろいろな団体で花の植栽、ごみ収集などの環境保全活動を展開してきております。これらの活動により、資源の維持保全及び豊かな環境、美しい景観を有する農村を形成していく予定であります。

次に、わら焼き防止対策についてであります。稲わらは堆肥や家畜の飼料、水田へのすき込み、畑、樹園地の敷きわらなどに使われていますが、津軽地域を中心として、依然としてわら焼きが続いており、貴重な資源がむだになっている状況であります。収穫後のわら焼きは大気を汚染し、健康障害や交通障害など、生活環境の保全に著しい支障が生じ、地域社会に与える影響も多く、米産地としての評価が低下するおそれも出てきております。当町は、県、農協と連携を図り、広報誌、広報無線による稲わら焼却防止を呼びかけ、チラシ配布、巡回指導の実施、すき込みの推進などにより、わら焼き防止対策を講じていく方向であります。また、町稲わら利用組合においては、堆肥用や家畜の飼料用、

一般住民へのガーデニング用として、稲わらを収集しており、稲わら焼却による公害防止対策等を推進しているところであります。

次に、ハの農家所得アップに向けた取り組みについての（一）の農作物のブランド化についてであります。当町では、農地・水・環境保全向上対策の中で、化学肥料や化学合成農薬を削減した環境に優しい営農活動にも取り組んでおります。これらの活動を強力に宣伝していくことにより、産地としてのイメージアップを図り、農作物のブランド化を推進していきたいと思っております。また、今後ともあらゆる機会をとらえて当町農作物のPRに努めていく考えであります。

次に、（二）のすそ物の販売についてであります。当町では、米、リンゴを主体に大豆、ニンニク、トマト、アスパラガス、花卉を振興作物に位置づけ、農政を推進してきております。これらの農作物には、サイズ、重量、曲がり、糖度、色など、販売のためのそれぞれの規格が定められており、流通にのらない規格外品はすそ物として一部取引対象になるものの、ほとんどが廃棄されている現状にあります。これらを活用し、加工品の開発を図り、かつ付加価値をつけながら販売に結びつけていくことが重要であり、それらによって農家所得の向上が図られていくものと考えております。また、農家のみならず、いろいろ関連する団体や業者に協力を仰ぎながら、町全体に波及効果のある地場産業の振興にもつながっていくものと思っております。

次に、（三）のJAと連携した販売戦略についてであります。当町においては、JAつがる弘前、JA津軽みらいの二つの大規模農協の体制がとられており、その中で米、リンゴ、ニンニクなどは市場での一定の評価を受け、広く流通しているところであります。また、これらの農産物は生産するだけでなく、いかに付加価値をつけ販売に結びつけていくかが必要であり、米でいえば有機米、特別栽培米などの環境に優しい特色ある農作物として全国の消費者にPRし、産地としての競争力をつけていくことが重要となっております。今後とも首都圏との有力なパイプ役を担っている五者協定である食料と農業に関する基本協定の活用やふるさと藤崎会などへのトップセールスなどを実施しながら、二つのJAとはこれまで以上に連携を深めながら販売体制の構築に向けて努力してまいりたいと思っております。

以上、奈良岡議員の一般質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（齋藤恵一君）

三番奈良岡文英君の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより三番奈良岡文英君に再質問を許します。

奈良岡君。

○三番（奈良岡文英君）

最初に今回の衆議院議員の選挙の結果について再質問させていただきます。

今までの長い間続いた自民党政権から民主党政権に変わったわけであって、これから先は二大政党時代に日本も入っていくのかなという気がしますがけれども、前回の衆議院選挙は自民党が約三百議席、今回は民主党が三百議席と、一種の激高型選挙が続くのではないかと見方もありますけれども、これまでは自民党が政権与党であったと。これからは民主党が今度政権与党になっていくということが決まっていますけれども、町長も長い間自民党政権が続いている間の町長としての政治スタンスと、これから先、民主党中心の国政が展開されていくという民主党が国政与党になっていくということで、町長の政治スタンスというのはどうなっていくのか、民主党寄りになっていくのか、それとも自民党寄りで行くのか、それについて伺います。

○議長（齋藤恵一君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

長い間自民党政権が続いてきた。そしてまた藤崎町、全国都道府県、そしてまた青森県、各市町村がこれまでの地域経済、そしてまた地域の特色ある農業、あるいは工業などがこれぐらい発展してきたわけであります。それは私は大いに評価すべきことだと思っております。ただ、今回その反面、長い間のいわゆる政治と官僚のなれ合いといった政治の悪い部分が露呈した形となつての日本経済の閉塞、あるいは雇用の問題ですとか、さまざまな問題、少子高齢化の問題、介護保険、後期高齢者、あるいは年金の問題等が明るみに出て、国民はほとんど現政権に嫌気がさしてきたというのが本当であろうかと思ひます。その結果の政権交代、民主党の新たな政権の誕生ということになつたのでありましょう。いわゆるワイドショー的な私は見方をするのではなく、一自治体の責任ある町長としての立場で、やはりこれまで、あるいは今後も先ほども登壇で述べたように、そのスタンスというのは現職国会議員を通して、あるいはそれぞれの政党を通して、これは国に対しての地方の声としてこれからも要望していきたいと思う次第であります。

選挙前と選挙後では、やはりマスコミの報道の仕方も変わっていると思ひま



す。選挙前はいわゆる国民受けするような例えば高速道路をただにするとか、子育ての給付を幾ら幾らするとか、そういった国民、庶民の飛びつくような、あるいは関心のすぐ反応するような話題が多かったわけなんですけれども、今、今度選挙が終ってから、やはり一番日本にとって、あるいは国民にとって、あるいは地方にとって、地方自治体にとって一番の大事なところが今議論されているのではないかなと、こう思います。地方自治体で言えば財源、我々いち早くどの政党が政権をとっても変わらぬスタンスでやはり地方自治体の声として届けようということでは、町村会を代表して、民主党にも自民党にも、各政党にも地域の声というものを届けてまいりました。

その主なものは、いわゆる地方交付税の復元ということであります。今まで地方自治体が形作ってきたその体制が維持できなくなっているわけでありまして、それを年度で言えば平成十六、平成十五以前にさかのぼって復元してほしいと、復活してほしいということを中心に町村会として私も陳情してまいりました。今ひとつは、いわゆる道州制、あるいは市町村合併という項目が大きな我々の課題としてあるわけですが、それにも基本的には断固反対してまいりました。いわゆる強制的な道州制や市町村合併については反対であるということを申し上げてまいりました。これはやはり地域住民の声、あるいは県民の声というものを十分尊重しながら必要があれば協議はしていくことになるでしょうけれども、基本的にはそういう強制的な合併というものは反対であると。大きくはその二つの項目を中心に、地方の声というものをとらえてまいりました。

いずれにいたしましても、前置きが長くなりましたけれども、政治スタンスというのは、現職国会議員、責任ある立場の方々、そして政権政党、あるいは青森県出身の国会議員を通して与野党問わず地方の声というものを私の役職として責任を代弁してその声を届けてまいりたいというスタンスであります。

以上であります。

○議長（齋藤恵一君）

奈良岡君。

○三番（奈良岡文英君）

町長の思いをいろいろ聞きましたけれども、国政は国民の声を反映させて国民本位で行っていくと。町長は町民の代表として町民の声を国政に届けていいまちづくりを、みんなの願いにかなったまちづくりを、住みよいまちづくりをしていくという点で町民の代表として大いにリーダーシップを発揮して、これ

からも責務に励んでいただきたいと、こう思います。

新聞報道によりますと、国の一時補正予算を凍結したり、執行停止にしたり、それをもとに第二次補正予算を組み替えるんだということも新聞に報道されていますけれども、その我が町が七月に補正予算を可決して、景気対策等、それに合わせてやったんですけれども、その町に対する国の予算が凍結されたり、組み替えられた場合、町に対する影響というのはどうなっていくのか、町長、あるいは担当課に伺います。

○議長（齋藤恵一君）

財政課長。

○財政課長（新谷義昭君）

お答えいたします。

七月の臨時議会において国の補正予算を財源とした緊急的な臨時交付金、それから公共投資臨時交付金等を含めまして、皆様方の方に提案してきましたけれども、それらについてはもう相当数が実行されております。それで、今、国の方から来ている話としては、町村が関係する国の補正予算についてはまず資金回収というふうなことまではいかないだろうと。あと、国の方の省庁の方でつくっております基金積み立てをしているものがございます。要するに複数年度で実施するということを名目とした基金ということですが、それらについて見直しをかけるというふうなことは聞いておりますけれども、町村の方に交付されている臨時交付金等については回収する、あるいは凍結する等の情報等については今現在何も入っておりません。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

奈良岡君。

○三番（奈良岡文英君）

現時点では直接影響はないということで判断してよろしいんですか。

○議長（齋藤恵一君）

財政課長。

○財政課長（新谷義昭君）

お答えいたします。

現時点で我々の方に入っている情報を総合いたしますと、七月に策定いたしました補正予算については、我々としては影響が出ないものと見ております。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

奈良岡君。

○三番（奈良岡文英君）

次に、新政権に望むことということで質問通告しておきましたけれども、民主党政権がどのようになっていくのかまだ正式に発足もしていないし、どういう政治が行われるかというのは皆さん不安だと思いますけれども、町としても早くそういう情報を的確につかんで、それで早く対応していくことが必要かと思えます。私は新政権に望むことは、地方分権といろいろ叫ばれていますけれども、それを一層推進してもらおうと。藤崎町独自のまちづくり、行政を推進していくと。国自体いろいろひもつきの補助金とかというのではなく、地方の裁量にある程度任せた予算の使い方というふうになって、地方自治体が運営されていくべきだと思うんですけれども、新政権に期待することとして、町長としてはどのようにお考えなのか、もう一度伺います。

○議長（齋藤恵一君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

再度お答えいたします。

マニフェスト等、あるいは新聞、マスコミ等で新政権の目指すところのこれまでと最大の違いは、いわゆる消費税と、税は上げないで、むだを省いて、それで新しい施策の財源に充てるということが私は感じているんですけれども、果たしてその財源が今まで地方自治体に対する交付金削減や補助金削減といったものに充当できるだけの財源を確保していただけるのかどうかというのが一番不安であります。おっしゃるように、地方分権というずっと前から言われてきて、我々もその獲得を目指してきたわけなんですけれども、その地方分権、地方にその裁量を委ねるところもやっぱり気をつけないといけないのは、例えば町にその権限を委譲するという部分ではなくて、わかりやすく川、一級河川を国が管理するか、あるいは地方で管理するかといった議論が、一つある国の出先の機関の方とお話しになったんですけれども、そういう本来国がやるべきこと、国がやった方が効率がいいもの、それらと地方がやった方がいいものとすみ分けをどういうふうにするかが非常に難しいと思うんですね。例えば、岩木川、平川、浅瀬石川の管理を国交省、国が直轄をしてやっている。これを青森県がやれるかどうかという議論をあるところでしたんですけれども、これは非常に国の関係者は「逆にこれは難しいと、かなり難しい」と、こう言

っておられました。

だからそういうわかりやすく、そういったもので置きかえてみると、市町村、自治体の裁量で許認可の問題とか、あるいは市町村の裁量で税を徴収したり、それからそれを財源にして政策を展開したりとか、そういうこともすみ分けを慎重にやらなければ国と県、あるいは市町村というものの権限の役割、そのすみ分けをよほど慎重にやらないと、それこそ市町村ばらばらになったりすることもあるだろうし、それは市町村の特徴ということによってしまえばそれまでなんですけれども、市町村でかなり格差がついてくることもあると思うんです。都市部と地方との格差もあるし、市町村間の格差も今度出てくると思うんですけれども、それによってかなり大きな弊害も私なりに予想しますけれども、今までは国や県がある程度の制度を敷いて、その制度に対して県、町の負担分というのがあるわけなんですけれども、その負担割合を藤崎町は特にその制度に関しては力を入れてやるとか、藤崎町は新たに階層別とか、所得割別とか、所得割ごとにやるとか、いろいろなところがあるわけなんです。その部分にかさ上げをどれだけするかということ、市町村の力の入れぐあい、特徴を出してこれる部分もありますので、そういう基本は国の制度、県の制度ということに乗っかって、市町村の役割をどれだけやるかといったところも、これは今の制度をそのまま踏襲した方がいいものもあると思うので、一概に地方分権で地方に財源も権限もすべてというぐあいにも、その辺は慎重にやらなければいけないのではないかなと、こう考えています。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

奈良岡君。

○三番（奈良岡文英君）

次に、農政について伺います。

最初に耕作放棄地に向けた取り組みについて伺いますけれども、耕作放棄地の発生する原因として社会的な要因、高齢化しているとか、後継者がいないとか、あとそれから農地の条件が悪いということ、あるいは転作に対応するためにカウントしてもらおうといういろいろな要因が挙げられますけれども、町長の答弁の中で、「圃場整備、生産基盤を整備していくということも必要である」というふうにおっしゃっております。それから、農地・水・環境向上対策、これは町内の十四集落で行われているわけなんですけれども、この事業は国から交付金をもらって、各地区で農業者以外の人も巻き込んでやっているわけなんで

すけれども、この活動は大したうまく活用すれば、景観維持にもつながりますし、美化運動にもつながりますし、町のイメージアップとしては大したいい活動だと思うんです。この活動を町としては生かさないで放置していくことはない。もっと強化して、推進して、充実した活動にしていく必要があると思いますけれども、この活動もあと二年ぐらいでお金はなくなると。その後の交付金がなくなった後がかえって問題だと思うんですけれども、この農地・水・環境向上対策の運動も耕作放棄地を防止していくという対策にもなっていると思うんですけれども、その辺の活動が耕作放棄地に対してどういう役割を果たしているのかということ伺います。

○議長（齋藤恵一君）

農政課長。

○農政課長（浅利 克君）

お答えいたします。

農地・水・環境ということで、十九年度から二十三年度までということでこれが続きます。その後は体制整備構想を各地区が設定して、補助金のないまま進めるという形に現在はなっております。

耕作放棄地の問題は今の事業の共同活動ということで、その中の基礎部分という一番最初の項目に入っています。基礎部分、それから農地・水・向上部分、それから農村環境向上部分と三つに分かれていますけれども、基礎部分の中で遊休農地の解消ということがありますので、各町内十四地区は当然その分も絡めて実施していくということでございます。

以上でございます。

○議長（齋藤恵一君）

奈良岡君。

○三番（奈良岡文英君）

ぜひ実のある活動につなげていただきたいと、こう思います。

続いて、時間も限られていますので、わら焼き防止対策について伺います。

毎年秋になればわら焼きが行われていると、公害で農業者以外の方には大変不評で、クレーム、苦情も多いということなんですけれども、我が町のわら焼きの実態というのはどうなっているのか、まず実態から把握する必要があると思うんですけれども、実態はどのようなになっていますか。

○議長（齋藤恵一君）

農政課長。

○農政課長（浅利 克君）

お答えいたします。

青森県全体では昭和五十年代水稲作付面積の二五％ということでしたけれども、最近では三％前後ということで推移しております。十八年度の実態では、約三・七％、それから十九年度では一千三百七十町歩の水稲作付面積に対して四十七ヘクタールと、三・四％という形でとらえております。

以上でございます。

○議長（齋藤恵一君）

奈良岡君。

○三番（奈良岡文英君）

意外と少ない数字なので、ちょっとびっくりしているんですけども、農家の意識を向上させる意識改革が必要かと思えますけれども、例えば稲わらの有効利用をして、土づくりのために田んぼにすき込んだり、堆肥化したり、飼料として使ったりと、そういうことが考えられるわけなんですけれども、わら焼き防止という観点でこういうことを、こういう土づくり、わら焼きの有効利用に取り組んだ場合、助成措置をしていくとか、そういう取り組みをしていくという気があるのか、町長にこれは伺います。

○議長（齋藤恵一君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

わら焼きに関しては、昨年特に悪かったんじゃないかなと思っています。一時期はわら焼き防止のための機械などの購入だとか、あるいは地域にお願いして、あるいは関係団体をお願いして、わら焼き、まくってもらった経緯もあるんだよね。だからそういうふうにもこれからも関係団体をお願いして、意識を高めてわらを焼かないようにしてもらおうということが基本にあると思うんですけども、そういう農家の方々が焼かざるを得ない理由もそこにあると思うんですよ。ですから、それらをよく聞いて、こういうことをしてもらえれば、焼かなくて済むんだいとか、それらが折衷案で出れば、そこには支援や助成ということがあり得ると思います。基本的には本当に焼かないでほしいなど、こう思います。法律を、条例を作ったり、罰則を作ったりして、防止していくよりも、やはり農家の方々がそういうわらを効率よく使うためにはこうしたらいんだいなどというところをこれからちょっと関係団体に聞いてみて、支援が必要

であれば、助成が必要であれば予算の範囲内で推進していきたい。施策してみたいなど、こう思っています。

当町は、稲わらの伝統文化、稲わらを使う伝統文化の町でもあります。一千数百万円をかけて、今、昨日も見たんですけれども、最中、建築中でありますけれども、常盤の地区に藤崎町全体の伝承工芸館ですか、年縄を製作する、奉納するための拠点になる伝承工芸館をつくっています。その関係者の方に協力してもらっています。そういう町でもありますので、稲わらを大事にする、有効活用するということの先駆的な町にならなければいけないと、こう思っていますので、それには施策としては力を入れていきたいなど、こう思っています。

今年はわら焼きで煙ることなく、この出来秋、ちょうど観光シーズンでもありますし、空気が非常に澄み切って、当町は青森から常盤、水木、福左内、あそこを入ってくると、非常に景観がよく、せっかく電柱もなくして、岩木山がくっきり右手に見えるように、對馬議員の家の後ろにちょうど岩木山がぱっとなり、こっちは左手、東の方には八甲田山が見えるというような、そういう景観も守る地区になっているんですね。だからそれせっかく田園地帯で農業地帯なのはいいんだけど、そこにわら焼きが発生して、昨日の晩げつけたのがまだ次の日の日中でも煙っているというような状態になりますので、晩のうちにすっと消えてくれればいいんだけど、なかなかそうもいかないで、本当に秋の非常にいい景観を今日もここから岩木山がはっきりくっきり見えるんですけれども、当町はそういう景観のいいところでもありますし、それも観光やそういう目玉にもなっている町だというふうに私は感じているんですけれども、ぜひわら焼きをなくして、協力して、意識を高くして、関係団体と協議して、そういうふうな施策を展開してまいりたいと。わら焼き防止にぜひ協力してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

奈良岡君。

○三番（奈良岡文英君）

わら焼き防止のためには、農家の意識改革も一番大切だと思います。わらを燃やせばだめなんだという意識をみんな個々に持つということも非常に大切かと思っています。

そしてまた、いろいろ秋に回ってみれば、わらを燃やしているのは津軽平野

だけであって、大変イメージダウンにつながると。町長の言うように、岩木山あって、八甲田山あって、きれいな町なんだと。川もあるし、そこに秋に行ったらわら焼きをやっていて、スモッグでせきが出て、交通渋滞しているというのでは、町のイメージダウンにつながっていきますし、町のイメージをアップして、図ってそこで作られている農産物は大したいいものばかりだと。それが藤崎ブランドだということを消費者にアピールして定着させていく運動が必要かと思います。次の藤崎の農産物ブランド化ということとも関連しますけれども、そういうきれいな空気のもとで、きれいな水・環境のもとで作られているということを大事にしていきたいと思います。

時間も限られているので、農産物のすそ物の販売について伺いたいと思います。

いろいろ町長と話しをしている中で、農産物のすそ物を有利に販売していくと。付加価値をつけて販売することが農家の所得向上につながっていくんだということは、私も認めますけれども、その一つの方法として加工品を作って、付加価値をつけていく、販売していくということも考えられますけれども、私は加工品を作ったから、すぐ所得アップにはつながるとは思わない。加工品を開発、作っても販売して、所得に結びつくには一朝一夕のうちにできるものではない。そこにはきちんとしたセールスと経営責任を持った運営組織がないとだめなわけで、そういう意味ではハードを整備するよりも、ソフトをきちんと整備していくことが先だと、こう考えているわけなんですけれども、そういうソフトをきちんと構築していくことに対して行政としてどのように助成していくか、そういう手法が大切だと思うんですけれども、その点について町長のお考えを伺います。

○議長（齋藤恵一君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

藤崎町として農作物、町外に、県外に誇れる農作物、リンゴ、お米、そしてニンニク、アスパラやトマトや花卉といった農作物があるわけですね。私は町長として、町を離れば、そこの先々で東京に行けば、東京の人たちにもっばらおいしいリンゴ、お米とそれからニンニクのよさというものをPRしているわけでありまして。その中のニンニクを今一つの話題として取り上げられましたけれども、南部にも有名なニンニクの産地があるんですけれども、それに勝ると



も劣らない生産量と品質、品質は私は藤崎町産常盤ニンニクが一番優れているのではないかなと、こう自負しているところでもあります。論より証拠で、市場でもそれが認められているところでもあります。

ただ、それはストレートに、いいものだけをストレートに市場にぶつけてやる。それなりの評価を得ていますけれども、それは中国との外国産の兼ね合いもあって、今そちらが余りストップしているような状況なので、脚光を浴びている部分もあると思います。だから、いずれはニンニクがいいということになれば、中国のみならず、産地間の競争が出てくると思います、日本の中でも。そのときは、幾ら藤崎産常盤ニンニクが優秀でも、やはり競争力というものに巻き込まれていくと思います。やがて、今のような値段は確保できないかも知れない。それに今度はじゃあどう付加価値をつけるかということが、そこからの勝負だというふうに思っています。南部のその産地では、もういち早く取り組んでいるのはご承知のとおり。藤崎も後発ですけれども、今から取り組む必要があると、こう思っておりますので、特に私はニンニクに関しては、力を入れていきたいなと、ニンニク品質日本一と生産量日本一を誇るそのブランドに特に私は力を入れてまいりたいと思っておりますので、ソフト面、ハード面で協議をして、できる限りの後押し、バックアップをしてまいりたい。

ですから、新政権に対しても、その辺を地方がそういうような付加価値が高められるようなソフト事業や、ハード事業にバックアップしていただけるような交付金制度、これを今までのにもいいのがあるんですよ。これが維持されて、あるいはそれよりももっと交付金率がいいのがあれば、それをつかんで、それらのソフトやハードに生かしていきたいと、こう思っています。これはニンニクのみならず、リンゴでもお米でも、何でもそうです。町の特産に付加価値をつける。これからはこれが勝負だと思っております。そして町自体にも付加価値をつけて、藤崎町はすばらしいというところを見せていけば、これから私の展開するまちづくり、住宅の低所得者や子供さんを持った家庭の誘致にもつながるし、そういう町自体の付加価値を大いに多方面から付加価値をつけてまいって、まちづくりを展開していきたいと。そのためのニンニクという素材は大きな力になると思いますので、私は徹底してそれに支援していくことをお誓いしたいと思います。そのときは相談よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

奈良岡君。

○三番（奈良岡文英君）

ニンニクだけでなくリンゴ、米もありますので、町としては一体となった農産物のブランド化を図って、農家所得の安定に努めていただきたいと、こう思います。

○議長（齋藤恵一君）

これで三番奈良岡文英君の一般質問は終了いたしました。

十分間の休憩をいたします。

再開時間は十一時十分です。

休 憩 午前 十一時

---

再 開 午前 十一時 十分

○議長（齋藤恵一君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

次に、二番鶴賀谷 貴君に一般質問を許します。

鶴賀谷君。

〔二番 鶴賀谷 貴君 登壇〕

○二番（鶴賀谷 貴君）

議長のお許しがありましたので、発言させていただきます。

さきの第2回定例議会において浅利 一氏が副町長に、舘山新一氏が教育長に就任いたしました。両氏は旧常盤村時代に石澤村長を支えてこられた行政経験豊かな方です。この厳しい環境の中、皆様の卓越した能力を遺憾なく発揮してくださいますようお願い申し上げます。今後藤崎町で予想される諸問題に対し、小田桐町長をトップに皆様方と一致団結して藤崎町民のために解決し、藤崎町発展のために寄与してまいりたいと存じます。

また、第四十五回衆議院議員総選挙において、地元の木村太郎氏が五度目の当選をされました。同じく、第四選挙区から津島恭一氏が比例区で当選されました。両氏に対しまして心よりお喜び申し上げます。世界不況の中で、失業率が高い現在、必要なのは、この苦しい経済状況から一日も早く乗り切る政策を実行できるかです。私は今年の後半が一番厳しい状況になると考えています。今は自民党だ、民主党だと言っている時間はありません。国家、国民のためにこれまで以上にご努力をいただきたいと存じます。

それでは、平成二十一年度第三回定例会に当たり、さきに通告いたしました項目につきまして質問させていただきます。小田桐町長初め、各担当者から明

快なるご答弁をいただけますようお願い申し上げます。

まず、初めに、小中学生の携帯電話の学校内への持ち込みについてお尋ねいたします。

便利なため、大人では一人に一台近く普及している携帯電話ではありますが、使い方によっては悪影響を及ぼすことがあります。特に小中学生の中にも携帯電話を持っている数がふえている今日、迷惑メールや出会い系サイトなど、子供たちを非行に走らせるような環境があり、事件や事故に巻き込まれるケースがあります。そこで、小中学校における学校内での携帯電話の取り扱いについてお尋ねいたします。

続きまして、新型インフルエンザの対策についてお尋ねいたします。

七月に藤崎町で幼い子供と母親が新型インフルエンザにかかりました。幸い重症には至らず回復したことは幸いなことと思います。しかし、最近新型インフルエンザにかかり、死亡する例があります。厚生労働省は国全体での予防対策や流行的に発生した場合の対策などを強く指導していかなければならないと思います。そこで、藤崎町では新型インフルエンザに備えた対策をどのようにお考えになっているのかお尋ねいたします。

次に、少子化対策における小学六年生までの医療費の無料化についてお尋ねいたします。

藤崎町では、現在、小中学校の修学旅行費の一部助成や小中学校の学校給食の全校実施など、さまざまな少子化対策を講じております。しかしながら、経済的理由で結婚できない人や結婚しても子供をつくらない家庭もふえております。子供は国の宝、地域の宝です。その子供が成長し、国を守り、地域を守っていくのです。藤崎町は年間約二百人から二百五十人ぐらいの人口が減っています。この地域を守り、この地域を成長、発展させていくためには、子供の数をふやしていくしかありません。少子化の問題は子供を安心して産み、安全に育てる環境が最も必要だと思います。そこで、現在、藤崎町で実施している乳幼児に対しての医療費の無料化を小学六年生まで範囲を広げて実施できないのでしょうか。このことは、さきの二十一年度第一回藤崎町議会臨時会や平成二十一年度第二回藤崎町議会定例会での私の一般質問などで小田桐町長に対して二期目の公約を述べられたことと合致する政策だと思います。ぜひとも実施の方向でお考えになられるかお尋ねして、壇上からの質問を終わります。

○議長（齋藤恵一君）

二番鶴賀谷 貴君の一般質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 小田桐智高君 登壇〕

○町長（小田桐智高君）

鶴賀谷議員のご質問にお答えいたします。

初めに、教育現場の実情について、イの小中学校の携帯電話の学校内への持ち込み状況についてであります。全国的に携帯電話が子供たちの間で急速に普及し、それに伴いさまざまな問題が数多く発生しております。学校における教育活動においては、直接必要のないものであることから、各小中学校では原則持ち込み禁止となっております。やむを得ない事情により持たせなければならない場合は、保護者から学校長に対して申請した上で、例外的に認めることも考えられます。このような場合は、学校内での使用を禁止したり、登校後に一時的に預かり、下校時に返却したりするなど、学校内での教育活動に支障がないように配慮することとしております。

次に、感染症対策についてのイの新型インフルエンザへの対策についてであります。現在、日本国内においては新型インフルエンザを原因とする死亡者が発生するなど、大変深刻な事態となっております。これまでの国内における死亡例を見ますと、基礎的疾患のある方がほとんどであり、ワクチン製造が急がれるところであります。当町においては、七月十日に新型インフルエンザ対策本部を立ち上げ、行動マニュアルに沿って感染拡大防止に努めているところであります。町民には、感染要望を周知するため、広報誌を通して手洗いやうがいの励行を呼びかけるとともに、学校や公共施設等の出入口には消毒液を配備、さらには今後の対応としてマスク等を準備しているところであります。また、学校や社会福祉施設において患者が発生した場合の対応については、学校では感染者数によって学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖などの措置をとることとしております。また、社会福祉施設については、サービスの継続を基本とし、感染防止策の徹底に努めてもらい、必要に応じて施設の臨時休業を要請することとしております。

最後に、町民に不安を与えることのないよう、関係機関と連携をとりながら、今後においても対応してまいるところであります。

次に、少子化対策についての、イの小学六年生までの医療費の無料化についてであります。子供の医療費助成については、各自治体において対象年齢がさまざまであり、乳幼児のみの自治体、乳幼児から小学生までの自治体及び乳幼児から中学生までの自治体と各自治体が独自の判断で対応している状況にあ

るものと認識しております。県内の状況では、乳幼児から中学生までの医療費助成を実施している町村は、現在、六戸町、蓬田村、西目屋村、佐井村の四町村となっておりますが、七戸町が今年の十二月から実施を見込んでおり、残りの大半の市町村は乳幼児のみの医療費助成を実施している状況でございます。各自治体がそれぞれ独自の判断で対象年齢を拡大しているようですが、このことにより医療面での子育て環境の地域格差が出ており、このままの状況では財源確保が可能な自治体と財源確保ができない自治体との格差が明確に出てくるものであり、一自治体が対象年齢を引き上げし、助成したとしても格差解消に相当な年数を要するものと思っております。国は少子化対策の一環として乳幼児等の健康保持増進や保護者の経済的負担の軽減を図る意味でも国、県、市町村が一体となって事業実施を行えるような措置を講ずる必要があるものと思っております。現状では、県と市町村の共同事業の形で実施しているところであり、当町での乳幼児医療費助成の状況は給付費ベースで一千五百万円から一千六百万円程度給付されており、その財源としては県の補助金が二分の一、残りの二分の一は町負担分として約八百万円程度を費やし、事業実施を行っているところでございます。

ご質問の小学六年生までの医療費の無料化については、乳幼児医療費は補助金がありますが、小学生については町の単独扱いとなり、かなりの財源を要することから、関係課等を含め検討してまいりたいと考えております。

以上、鶴賀谷議員の一般質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（齋藤恵一君）

二番鶴賀谷 貴君の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより二番鶴賀谷 貴君に再質問を許します。

鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷 貴君）

まず初めに、小中学生の携帯電話の校内持ち込みについて再質問させていただきます。

まず初めに、私教育長にちょっとお尋ねいたします。

先ほど、町長の答弁にもありました原則学校内は持ち込み禁止という形での答弁でございました。そのことにつきまして教育現場では保護者の方々にどのようにそのことをご説明しているのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（齋藤恵一君）

教育長。

○教育長（舘山新一君）

保護者への説明についてであります。学期の初めの四月の保護者集会や学校だより、またはPTAの連絡簿において、携帯電話の学校への持ち込みは原則禁止をお願いしているものであります。

また、携帯電話を持たせるかについては、まずは家庭でその利便性や危険性について十分理解した上で判断をされて、もし持たせる必要がある場合は、家庭でのルールづくりをきちんとした上で使用させていただくようお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷 貴君）

そういった保護者会、その他の会合の中で保護者に説明しているという現状なんですけれども、じゃあ説明はしました。現状は今現在は持ち込んでいる方々というのはいないという形でよろしいんでしょうかね、現場では。

○議長（齋藤恵一君）

教育長。

○教育長（舘山新一君）

現在は先ほど申し上げたとおり、持ち込みは年に何回かはありますけれども、それについては学校できちんと対処して、帰りに保護者に渡すような形で対応しております。

○議長（齋藤恵一君）

鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷 貴君）

子供たちに関する携帯電話、先ほど私も質問させていただきましたけれども、さまざまな問題が出ているという形が社会現象として出ています。先日、これは毎年学力テストが実施されております。幸い青森県は上位にランクされているんですけれども、この新聞記事の中にも、正解率の低い子供が昨年より減った学校、要はそのことを調べたら、私語の禁止、それから携帯電話を毎日使っているのが減少した子供たちが正解率が高いというデータが出ているといったこともあります。そしてまた、石川県では、携帯電話を持たせないように保護者に協力してもらう条例が可決されたと。こういうのが記事になってあります。教育長、我が町ではこういった条例その他、今の状況をかんがみて、どういっ

たお考えなのか、教育長にお尋ねしたいと思います。

○議長（齋藤恵一君）

教育長。

○教育長（舘山新一君）

お答えします。

今、お話ししたとおり、家庭での携帯電話による長時間の使用によって、やはり学習に悪影響を及ぼして、学力低下や有害なインターネット環境から子供たちを守るためには、まずは条例よりも家庭での教育や家庭でのルールづくりが大切だと思っております。そのためには、携帯電話によるいじめやネット犯罪等に巻き込まれないように、生徒や保護者へのマナーやルールづくりに集中してこれから研修等をしてまいりたいと思います。学校、保護者、地域が一体となって子供たちを守っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷 貴君）

やはり子供たちを安心、安全に育てるというのは家庭教育が最も重要だと思います、これは。そのほかに行政でできる今お話しになったそういった保護者に対しての指導、または情報の提供、そういったものを随時行っていただいて、子供たちを安全に育てていただけますようにまずお願いしたいと思います。

続きまして、新型インフルエンザの対策について再質問をさせていただきます。

また、教育長にお尋ねします。先日藤崎中学校の生徒も新型インフルエンザにかかったという情報、報告がありましたけれども、その後、ほかの生徒への感染だとか、そういった情報は、そういう現象はどのようになっているのか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（齋藤恵一君）

教育長。

○教育長（舘山新一君）

冒頭行政報告について連絡しましたけれども、二人については快方しております。九月四日から九日まで学級閉鎖をしましたがけれども、こちらの方も再開して、今のところは特にインフルエンザに対する報告はございません。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷 貴君）

ということは、ほかの生徒に感染したまだ事例がないということによろしいんですか。

○議長（齋藤恵一君）

教育長。

○教育長（舘山新一君）

学校の方から連絡がありませんので、そのとおりでございます。

○議長（齋藤恵一君）

鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷 貴君）

幸いにしてやはり初期の行動が速やかだから、一番心配していたのはあのときにちょうど文化祭前後なので、非常に心配していました、私は。なので、そのところどうなったのかなと、非常に気になっていました。今の報告を聞いて非常に安心いたしました。やっぱり学校の対応がスピーディー、そして教育委員会初め、行政の対応がスピーディーだったのでほかに感染することなく回復に向かっているということ、大変喜ばしいことだと思っております。

続きまして、福祉課長にお尋ねします。先ほど町長の答弁にもありました新型インフルエンザの対策本部が設置されたという答弁ありましたがけれども、この具体的な組織の中身についてちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（齋藤恵一君）

福祉課長。

○福祉課長（高木 博君）

お答えします。

まず、町内において新型インフルエンザ発生、流行した場合は、町民の健康と社会生活への影響を最小限に抑えるために、新型インフルエンザの行動計画等を作成しております。そこで、要するに町内において各危機レベルというのがございます。それから感染状況に応じてその都度対策本部を開いて、対応方針を決定すると。最終的な判断機関として今役割を担うという組織でございます。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）



鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷 貴君）

当然、今の中学校の生徒のときもそういう形の中でその組織の中で協議して、未然にできるだけ被害を最小限にしたということだと思います。

続きまして、今回の新型インフルエンザだけではなくて、インフルエンザの予防というのは私も毎年やっているんですけども、予防対策とすれば、やっぱり予防接種という形が対策的とすれば一番重要だと思います。現在、我々の藤崎町でもインフルエンザの予防に対しての助成、その他いろいろなことをやっていますけれども、例えば高齢者の方、六十五歳以上の方に関しては、インフルエンザの助成、一人当たり大体二千五百円か二千円かという形だと思うんですけども、町の年間の総額というのはどのぐらいの額になるものなんですか。福祉課長に。

○議長（齋藤恵一君）

福祉課長。

○福祉課長（高木 博君）

今、鶴賀谷議員の質問のことなんですが、藤崎町では六十五歳以上の高齢者に対し、季節性インフルエンザの予防接種ということで年一回国保からの助成と合わせて一人当たり二千円から三千円を助成していると。ただ、生活保護者については無料で予防接種が受けられるようにしております。昨年の実績ですが、高齢者全体の五六%の方二千四百八十一人が接種を受けてございます。総額で五百三十五万円ほど公費助成しているという状況であります。

○議長（齋藤恵一君）

鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷 貴君）

今度は町長にお尋ねします。今の毎年やっているインフルエンザの予防は年間大体五百三十五万円の町負担になっていると。今回のインフルエンザの予防接種のワクチン、これも新聞紙上だけで見ますけれども、大体大人一回当たり三千円程度と。今回の場合は何か二回やった方がより効力が発揮されるということで、回数が二回というのが新聞紙上で出ているんです。ということになると、二回でいけば六千円程度と、こういった形の費用が考えられるんですけども、私は今先ほど福祉課長にもお尋ねしましたがけれども、既存のインフルエンザの予防接種の助成もこれは引き続きお願いしたいと思いますが、今回のだれもこれからわからない、どういうふうな流行するかわからない、まだ

まだ未知な新型インフルエンザ、この予防に対してもできれば町で助成をしていただきたいと思っておりますが、この点について小田桐町長にお尋ねいたします。

○議長（齋藤恵一君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

今、国で新型インフルエンザのワクチン接種の優先対象者や優先順位とか、接種費用の公費負担について協議、検討しているところなようであります。それによって町としては国の方針を待ちながら対応していきたいと、こう思っております。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

鶴賀谷 貴君。

○二番（鶴賀谷 貴君）

今の町長のお話によると、医療関係者、妊婦さんとか、持病を持っている方という優先順位をつけながらワクチンを提供していくんだということですし、先ほど私お聞きしましたけれども、その助成に対してもまだまだ決まっていないと。私、壇上でもお話しましたけれども、こういう事態にやっぱり国が厚生労働省がもう少しリーダーシップを発揮して、前々へとやっぱり政策を作っていかなければだめだと私個人的には思います。今さらまだそういうので、まだまだ不明確なことで来月から予防接種が今度始まっていくという、この現実が出てくるわけですから、もっとこの場でお話ししていても国には届かないと思いますけれども、町長もそういう関係機関の会議だとか、そういうのがありましたら、県及び国に対してもっと力強く、もっとスピーディーに対応してほしいんだということをお話ししていただきますようお願い申し上げます。

続きまして、福祉課長にお尋ねいたします。予防接種をやります。しかしながら、例えば我々が想像もつかないような今後症状のインフルエンザにかかる人が多数発生した場合、この件です、今度は。その対策として、医療機関だの、関係機関とはどのような連携をしていくのかお尋ねいたします。

○議長（齋藤恵一君）

福祉課長。

○福祉課長（高木 博君）

お答えします。

先般、東奥日報紙上にも載ってましたけれども、青森県ほか何県については、あんまりその辺のことまで把握していないということが載ってました。先般の会議において、県では医師会、それから医療機関と今最終的な受け入れ態勢、重症者の取り扱いについて詰めているということで、決まり次第、市町村にその報告をして来るということになっています。

それから、今までと若干違った点がございまして、国の運用方針、県の対応方針で、今までは発熱外来といって指定された医療機関でなければ患者の受診ができなかったというのがありました。それが一般の医療機関でも受けるようにというふうになってございまして、それから、これから町としても今後そのような患者が多数発生した場合は、引き続き保健所と連絡を密にして、とりかかっていきたいというふうを考えてございます。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷 貴君）

続きまして、少子化対策について再質問させていただきます。

先ほど私お話ししました乳幼児の医療費、正確に言うと藤崎町乳幼児医療費給付金条例に基づいての私質問なんです。これはこの条例にも書いてありますけれども、生まれてから一歳になる乳幼児、それ一歳から小学校に入るまでの幼児、これを二つ合わせて乳幼児という形だと思います。この規定を見ますと、今の医療費の無料の対象になる方というのは、扶養親族及び乳幼児の数によって若干違ってきます。それと所得によって違います。乳幼児がいない方であれば二百三十四万二千円の所得、これ以下であれば適用になるという形だと思います。子供の数が一人ふえれば、二百七十二万二千円の所得以下の方は医療費の恩恵を受けるという形だと思います。

そこで、住民課長にお尋ねいたします。先ほど私、壇上でもお話しさせていただいた今回の質問の仮に小学校六年生まで今の条例を対象にした部分でいくと、どのぐらいの給付金額が予想されているのかお尋ねしたいんですけども。

○議長（齋藤恵一君）

住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

お答えいたします。

ただいま鶴賀谷議員もおっしゃったとおり、乳幼児の給付要件そのものは乳幼児医療費の給付条例の第三条に規定されております。町に住所を有し、医療保険の各法の被保険者または被扶養者である乳幼児の保護者に対して給付するというものでございます。その内容につきましては、乳幼児が病院にかかったり、医師の処方箋で薬局から薬をもらったりした場合の一部負担金に対していわゆる現物給付または申請に基づいて給付するものでございます。そして、本件については、所得制限がございます。それで財源のことでございますけれども、乳幼児のみの場合については、医療費の給付ベースでは大体町長がさっきお話しいたしましたけれども、一千六百万円程度給付してございます。そのうち県から二分の一の補助がございますので、約八百万円、あとの二分の一の八百万円は町が負担して一般財源で対応しているという状況でございます。

そして、ご質問の小学生までということになりますと、給付ベースでは二千七百万円程度給付を予定してございます。それで補助金につきましては、乳幼児のみということですので、八百万円、その差引き一千九百万円程度は町の一般財源で対応するという形になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（齋藤恵一君）

鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷 貴君）

今、住民課長からお話しがありました。私の思いを仮に実行した場合は町単独で一千九百万円の財源出ていくということでございます。今回の私の質問をなぜ小学校六年生までなのかと。先ほど町長からの答弁もありました。各自治体によって中学生のところもあれば、広く全国を見ますと高校生のところまであります。さきの新聞報道によりますけれども、この子供の医療費助成に関しては国全体で見ますと、約二割の自治体が実施しております。約三百六十市町村、乳幼児から中学生までの助成をしているのは三百五十五市町村だそうです。これは全国レベルです。昨年と今年と比べて子供に対しての医療費助成をしている自治体が二百三十七市町村ふえています。約一・五倍になっているんだと、全国的にいうと。しかしながら、町長の答弁にもありましたけれども、できるところとできないところの格差が広がっているというのもこれは現実そういう記事があります。

できるところとできないところの格差というのは、先ほどお話ししたように財源確保です。私は今回のこの医療費の無料について、財源をどうすればいい

んだかと考えました。財源を考えました。まず初めに、町長初め三役の減額しているこの特別報酬の減額、これが二百七十万円近くあります。三役の特別職の減額。町長、副町長、教育長です。続きまして、今年度から収入役が廃止されております。収入役の報酬は約五百八十万円ぐらいです。続きまして、我々議員今回十八人、出席は十六人ですけれども、来年七月に改選があります。十八の定数が四人減って十四人になります。ということは、四人の分の議員報酬の削減があります。これが約一千四百七十万円ぐらいです。もう一つです。非常につらい思いをして採決した本日ここにいる皆様方の特別職の管理職の減額です。これが約四百万円あります。ですから、本日ここに出席の方々の町長初め、議員の皆様、そして管理職の皆さんのこの手当をこの子供の医療費に無料化につなげていきたいと思っているんです。そういった思いで、私今回、この質問をさせていただきました。町長に見解を伺いたいと思います。

○議長（齋藤恵一君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

乳幼児医療費無料化、あるいは小学校、中学校までの生徒さん方に対する医療費無料化の制度を充実させるという問題は、毎回鶴賀谷議員初め、各議員がそれぞれの立場で取り上げていただいております。私の考えの中にもかなりの大きいウエートでこれはいつか藤崎町の小、中、小学校まで、中学校までというろいろ段階はあろうかと思っておりますけれども、いつか自治体としては実施に踏み切らなければいけない子育て支援策の一つかなと、こう考えております。今、普通であれば、要望の一方で、なかなか財源が伴わないものが意見や要望にあるんですけれども、鶴賀谷議員はあえてその財源はここにあるんだということでご紹介いただきましたけれども、非常にありがたいことでもあります。精査しまして、それらの財源がもし既に使われていないのであれば、その財源をもとにこれはやらないわけにはいかなくなりますので、さらに足りなければ今言った対象になる人の人件費ばかりでありますけれども、さらに努力しまして、子供の医療費の無料化のために、やがては藤崎町もそういう子育てに関する先進地の町としてふさわしい町になるべく、この制度を充実のために頑張りたいと、こう思うわけであります。ありがとうございます。

○議長（齋藤恵一君）

鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷 貴君）

私は町長の責任の最も重要なことというのはやっぱり町民の生命と財産を守ることです。これに勝るものって私はないと思います。ですから、すべての政策はそこに行くような政策だと思います。基本はやっぱり町民の生命と財産です。これを守ることです。

ですから、今回私が一般質問した件、資金がかかるものもあります。インフルエンザの助成もそうです。今の医療費の無料化もそうです。しかしながら、町民の生命財産を守る重要な私は政策だと思っていて、町長に一般質問をさせていただきました。このことは決して藤崎町にマイナスになるんじゃないかと、これから藤崎町をまた発展させる意味では必要な私は政策だと思っております。財源の確保をちゃんと私自身明確にして、それでお願いしている。議員の先輩方から、私が教えられたのは、「一般質問でお願いするな」と言われました。するものでないんだと。しかしながら、議員というのは議会に提案する権利ございません。ですから、一般質問の中で私の思いを町長にぶつけながら、政策として実現させていただきたいと思っています。先ほどの奈良岡議員の答弁でもありました。藤崎町にも、町にも、ちゃんと付加価値をつけるような形で、そして町長が思い描いている子供たちが安心して育つ環境、そういった思い、ハード面だけじゃなくて、ソフト面もより充実して藤崎町発展していきたいと思っていますので、このことにつきましては、できるだけ早く実施していただけますように、お願いを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（齋藤恵一君）

これで二番鶴賀谷 貴君の一般質問は終了いたしました。

休憩をいたします。

再開時刻は一時から行いますので、よろしく願いいたします。

休 憩 午前十一時五十四分

---

再 開 午後 一時 一分

○議長（齋藤恵一君）

再開前に報告事項がありますので、事務局から報告させます。

○事務局長（奈良岡信彦君）

九番工藤健一議員から午後所用のため、十三番野呂日出男議員からは通院のため午後欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

○議長（齋藤恵一君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

十四番浅利直志君に一般質問を許します。

浅利直志君。

〔十四番 浅利直志君 登壇〕

○十四番（浅利直志君）

午後のお疲れのところ、第三回定例会に当たり、質問通告に沿いまして一般質問を行います。

日本共産党の浅利直志です。よろしく願いいたします。

さて、八月三十日に実施されました衆議院議員選挙によって、自民公明政権が退場し、新たに民主党中心の連立政権が誕生することになりました。私どもは歴史と政治の前向きな転換として歓迎するものであります。政権交代は国民が新しい政治や行政のあり方を本格的に探求する時代が到来したことを意味するのではないのでしょうか。日本共産党は現有九議席を維持しながら、国民の世論を受けとめて、よいことには協力し、暮らしや平和を脅かすよくないことには反対し、問題点は問題点としてただしていって建設的野党として努力していくつもりであります。それにしましても、大きな転換の第一歩でありました。なぜ、民意が政権交代へと向かったのか、私はその根底にあるのは特に小泉構造改革以来の顕著になった庶民の暮らしから安心や希望が奪われてきたことによるのではないかと思うのであります。例えば使い捨て労働が広がり、働く貧困層が一千万人を超えるという状態であります。文部省の研究者のアンケートによりまして、将来は貧しくなると感じる国民が約六割にもものぼることになっておられます。今もう一つは、端的に言えば、消えた年金問題や薬害問題、あるいは天下りの問題、各県にいまだに残っている税金の不正使用の問題など、官僚や行政に対する信用と信頼の失墜ではなかったのかと思っております。

そこで、町長にお聞きいたします。

どんな民意が政権交代に向かわせたというふうに思っているのかお聞きいたします。

さらにまた、地域格差の広がりも大きな要因だったのではないのでしょうか。ばら色の平成の大合併もしかしながら多くのところでは、ばら色でも何でもない交付税の確保もままならないいばらの道だった。結局国の財政削減の一つの標的に過ぎなかったのではないかという思いも多くの合併した自治体に強かったと思われまます。

そこで、町長にお聞きいたします。

今後、道州制の導入やさらなる大規模合併を賛成し、推進していくのかどうか。どのように今後対応していくのかお聞きいたします。

次に、学校の管理下における事故の問題について質問いたします。

特に学校の部活動における事故防止策の取り組みと補償金、あるいは見舞金について質問いたします。

本年五月二十四日、藤崎中学校の柔道部に所属する一年生男子が柔道の練習中らんどり練習中に頭部を強打し、帰らぬ人となりました。まことに残念無念であります。改めてご冥福をお祈り申し上げる次第であります。と同時にまた、関係者全員が早期に安らかなる気持ちになっていただきたいということを切に願うものであります。学校管理下における事故例、死亡例なども日本スポーツ振興センターなどのホームページ上でも公開されておりますが、死亡事故につきましても、平成十九年度におきましても、全国で中学校では約二十五件ほど発生している模様であります。そこで、特に、学校部活動における事故防止策として、どのようなことを強化し、取り組んでいるのか改めてお聞きいたします。

また、万が一、学校管理下で事故が発生した場合、補償金、あるいは見舞金の制度はどのようになっているのか質問するものであります。

次に、本年度二学期より学校給食が実施されました。子供たちが健康で健やかに育つ基本となる食育教育を行いつつ、地産地消も進めるという新たな取り組みを歓迎するものであります。同時に、完全給食実施に伴う地産地消で対応できない例えば豚肉や牛肉、野菜、果物などの食材の調達に当たっては可能な限り地元商店などの参加や参入の機会を確保すべきではないでしょうか。地産地消で対応できない食材の調達について、基本的にどのような考え方と取り組みをするのかお聞きいたします。

次に、家計を支援し、負担の軽減を図るために国保税引き下げと国保被保険者医療費一部負担金を低所得者を対象に減免する制度、この運用の改善について質問したいと思います。

安心感のある二十一世紀の社会を築くためには、雇用、医療、介護、年金の安心が強く求められております。いわば、ソフト面での充実強化であります。民主党中心の政権も家計支援に力点を置いて、政策転換を図っていこうというところであります。ところが、この間、毎年二千二百億円の社会保障費を削減することなどにより、安心がいわばぼろぼろの状態にされてきました。藤崎町



にとっては約三千世帯の国保税の負担はそれぞれぎりぎりのところであり、また、収納率も年々低下している傾向にあります。根本的には政府の補助率の引き上げが必要となっているものですが、町としても今後來年度に向けて、一般会計から国保会計への繰り入れをふやして、現在、約六千三百万円ほどの基金も活用して、一世帯一万円の国保税引き下げを実施する用意があるかどうかお聞きするものであります。

また、国保法第四十四条に基づき、被保険者患者の医療費一部負担金の減免制度が全国一千八百十八自治体のうち、一千三自治体で規制や要綱などで整備としては過半数の自治体で整備されているという実態調査も厚労省から発表されております。国保被保険者医療費一部負担金軽減免除の現状の運用とその改善の取り組みについて質問するものであります。

以上、壇上からの一般質問といたします。町長及び各担当課長各位におかれましては、簡潔明瞭なる答弁と説明を求めて一般質問とするものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤恵一君）

参与の皆さん、議員の各位には、気温が大分上っておりますので、上着を脱いで結構でございます。

それでは、十四番浅利直志君の一般質問に対する答弁を求めます。

小田桐町長。

〔町長 小田桐智高君 登壇〕

○町長（小田桐智高君）

浅利議員のご質問にお答えいたします。

初めに、私の政治姿勢と行政に取り組む姿勢についてのイのどんな民意が政権交代に向かわせたのかについてお答えいたします。

私は今回の総選挙は政権選択選挙で、有権者が示した意思は政治が根本から変わるものを求めるものであったと考えます。私が考え、思うところの民意につきましては、閉塞状況に陥った現在の医療問題、年金問題、格差や地方の疲弊などを通し、これからの暮らしの不安解消と少子高齢化などの構造変化に対応した新しい社会づくりを多くの有権者が求めたものと考えるところであります。

次に、ロの道州制導入、さらなる大規模合併に賛成なのかについてですが、道州制とは、文字通りには行政区画として道と州を置く地方行政制度であり、現在の都道府県より高い行政権を与える構想を目指すものであります。

この道州制導入につきましては、当町を含みます市町村は議論をしておらず、国で示した基本方針二〇〇九に道州制基本法の制定に向けての議論は、政府や財界主導によるものであり、私たち住民の感覚から遊離したものとなっていると考えます。道州制と基礎自治体という二層構造を想定し、地域の実態を顧みることなく、単なる数合わせで一律に作られた基礎自治体は真の自治の担い手とはなり得ず、人口が一定規模以上でなければ基礎自治体が機能しないという考え方は、現存の市町村のあり方を否定するものであります。当町を含め、それぞれの市町村には歴史、文化、習慣、伝統といった地域のすばらしい特色があり、国土、地域の多様な姿に見合った多彩な基礎自治体が存在することこそがこの国の活力の源泉であり、地方自治本来の姿であると私は考えることから、道州制を視野に入れたさらなる大規模な市町村合併には反対するものであります。

次に、学校・部活動における事故防止策の取り組みと補償金についてであります。部活動は生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力を育て、体力の向上や健康の増進を図ることができます。また、学級や学年を離れて生徒が自発的、自主的に活動を組織し、展開することにより、自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、仲間や教師との密接なふれあいの場として大きな意味を有するものであります。事故防止対策といたしましては、青森県教育委員会のスポーツ活動の指針に基づいて事故なく安全に部活動をするよう、各小中学校に指導を徹底しているところであります。また、補償金であります。独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の中で、事故の程度により補償するものであります。

次に、ニの給食の実施に伴う地産地消で対応できない食材の調達についてあります。当町については、八月二十四日から給食センターによる学校給食を実施しており、ご質問の給食実施に伴う地産地消で対応できない食材の調達につきましては、学校給食物資取扱業者及び町内外の業者から県内産並びに国内産を中心に調達しております。今後もこの体制を維持しながら、安全、安心な学校給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、ホの国保税一世帯一万円の引き下げについてあります。国民健康保険加入世帯は現在二千九百五十一世帯となっており、一世帯当たり一万円を引き下げることで、二千九百五十一万円の国保税が減収となるものであります。国保会計においては歳入不足が生ずることとなり、これを補てんするには財政調整基金で対応することとなりますが、平成二十年度末の基金残高は九千六百

万円程度でありましたが、今定例会に国保会計の補正予算案を提案しており、その財源として三千三百万円ほど基金を取り崩しておりますので、現時点での基金残高は六千三百万円程度となるものであります。一方、歳出の保険給付費等の対前年度比較では、若干減少はしているものの、ほぼ横ばい状態であり、約十一億九千万円程度となっております。この先、インフルエンザ等がまん延した場合や通常の医療費が伸びた場合は、一瞬にして基金が底を突くことも想定されます。このような事態にならないための適正な基金残高は保険給付費の二五％と言われており、額にして二億九千七百万円程度となりますが、現時点での基金残高では国保税を引き下げすることはできないものと考えております。

次に、への国保被保険者一部負担金減免の現状と運用改善の取り組みについてであります。国保被保険者の一部負担金の減免等については、国民健康保険法第四十四条に規定されており、特別の理由のある被保険者が一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対しては一部負担金の減免等ができることとされております。当町においては、平成三年の台風十九号の災害時に適用した経緯があるようですが、それ以降は行っておりません。近隣の市町村の状況では弘前市は災害時に行った経緯があり、現時点では減免をしていないようであります。黒石市では過去に申請がありましたが、調査段階で生活保護基準をもとに調査したところ、ある程度の預金が発覚したため、本人が申請を取り下げた経緯があるようです。青森市では、生活保護申請時から決定になるまでのつなぎ的な考え方で運用しているようであります。今回、国で昨年取りまとめたいたしました医療機関の未収金問題に関する検討会議報告書によると、医療機関の未収金は生活困窮者と悪質滞納者が主な発生原因であるとされており、生活困窮者の未収金に関しては国民健康保険における一部負担金の減免制度の運用や医療機関、国保、生活保護の連携によるきめ細かな対応により、一定の未然防止が可能であるとされていることから、国では国民健康保険における一部負担金の減免に係るモデル事業を行っており、その結果を検証し、平成二十二年度中に一定の基準を示す予定となっております。当町におきましては、モデル事業の結果に基づいて示される一定基準等を踏まえ検討しなければならないものと考えております。

以上、浅利議員の一般質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（齋藤恵一君）

十四番浅利直志君の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより十四番浅利直志君に再質問を許します。

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

町長の政治姿勢と行政に取り組む姿勢について、各般にわたってお聞きしたわけではありますが、特に今回の場合、総選挙があったと。国民にとっては待望の総選挙でありました。その中で言ってみれば地殻変動的な民主中心の支持と議席数が与えられたわけでもあります。しかしながら、実際的には今までの政権が大企業が潤えば、その利潤が、あるいはおこぼれが下々に行き渡って全体が豊かになるんだというようなことが結局ぼろぼろになって破綻したというか、それじゃあいかんということで、いわゆる家計を温めようと。子供手当を筆頭にとということなんですけれども、結局は財政の問題やばらまきではないかというようにあるわけで、実際どれから優先して、どのようにやっていくのかという今後の政権運営というか、実施状況そのものがここ半年、一年で問われるというのが実態でありますし、国の財政運営そのものも自治体としてもしっかり受けとめていかなければならないというふうに思っております。

イとロの問題で関連して聞きたいのは、町長は奈良岡議員にも言っておりましたけれども、地方が充実する施策と地方交付税の確保、こういうものがきちんと約束というか、見込みが持てるというようなことを要望したいということでもありますけれども、町の長としてそういう財政的な地方交付税の確保、そういうようなものも含めてきちんと見守っていききたいということには変わりはないんですか、その辺はどういうふうに受けとめていますでしょうか。

○議長（齋藤恵一君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

今回の総選挙、当町でも七五・八%と、四・一八%十七年度を上回る高い関心を示した総選挙が浅利直志議員がおっしゃるように民意を示したといえますか、反映された結果になったわけではありますが、これまでの地方自治体に対する国の考え方、配分の仕方、地方交付税や補助金等、あるいはさまざまな交付金制度といったもので補ってもらったわけでもあります。そして我々自治体というのは、それに依存する部分が大であります。自主財源だけでは運営困難でありますので、どうしても地方交付金、交付税、そういった補助金、交付金制度といったものに頼らざるを得ないわけでもあります。そういったものが今後どういうふうになるのかというのはまだまだ不透明であります。また、介護保険、あるいは後期高齢者保険制度、それから年金問題に関しても非常に国民、町民

としては関心が高いし、私の立場でも非常に関心が高いわけであります。そういった制度が今後どういう形で見直されるのかというところを私どもの行政の役所の職員とこれは注視していかなければならないと思っております。また、その制度に変更があった場合は議員各位とも十分その対応方については変更を伴う場合には協議して展開していかなければならないと、こう思っております。

いずれにしても、新政権に関しては、一自治体として十分期待したいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

口の道州制の導入、あるいはさらなる大規模合併、こういうのには現時点では町村会もあるいはまた議長会も強制的なとか、あるいは押しつけ的な大規模合併は望まないと、反対だという町長は反対だという言葉を珍しく使っていたようでありますけれども、具体的にもうちちょっとお聞きいたしますと、今はどこでもそういう話題もプロポーズもないわけですが、例えばこの地域の弘前中心の大合併からスタートして、我々今藤崎・常盤の合併、平川の合併だとかってでき上がったわけですが、弘前中心の大合併というか、そういうものに積極的に参加するというような段階ではないというふうに受けとめてこれはよろしいんですか。

○議長（齋藤恵一君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

平成十七年三月に旧藤崎町と旧常盤村が合併して、早五年目を迎えております。合併した町の長といたしましては、それが形が整うといいますか、一つの新しい自治体として体をなすところまでまだ至っておりませんので、次の合併に関してはその思いをするところはまだございません。しかし、近隣市町村でまだ合併していないところが現存してあるわけですが、そちらのアプローチがあれば、これに協議でこたえるのが筋かなと、その際にはいち早く議員各位に相談し、町民にも相談をしなければならず、こういう形です。ただ、みずからはこの道州制から今切り込んでおりますので、強制的な道州制や市町村合併というのはあんまり好ましくないというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

口の道州制導入、さらなる大規模合併には今のところ積極的に乗るつもりもないし、反対だということなので、具体的な今後の議論の進展もあるでしょうけれども、ぜひそういう方向で自治をどんなに小さくてもみずからが決めて、みずからが決定して責任をとってまちづくりなり、自治体を決めていくんだという方向で歩んでいただきたいということを要望しておきます。

次に、ハの学校・部活動における事故防止策の取り組みということで、具体的な問題に触れたくないのか、一般的な答弁でありました。そこで、私がまず第一番目に聞きたいのは、この事故、いわゆる安全情報提供ホームページ、スポーツ振興事業団でしたかありますが、そこにも掲載されているんですけども、ちょっとしたことで、体育の授業中に実際は体育館を五周ぐらい走らせて、五分か十分するうちに心肺停止状態になったとか、そういうようなことから想定外のというか、通常考えられないような状態でも発生するようなことがあるわけでありまして。今回、私ども藤崎中学校の柔道部の部活動において起きたという問題でありますけれども、この安全防止策として、どういうふうなことに、先ほどの説明では県の安全指導指針に基づいてやっていくんだというふうなことですけれども、もうちょっと具体的に説明してくれませんか。どうということに力を入れて再発防止に取り組んでいるということなんですか。

○議長（齋藤恵一君）

教育長。

○教育長（舘山新一君）

お答えいたします。

小中学校に対しては、部活やスポーツ少年団活動において事故が起こらないように、活動全般について検証するように、それとともに計画内容を点検し、指導者の細心の注意を払いながら児童生徒の指導に当たるよう指示してあります。具体的には、四つございますけれども、実態に合った指導計画を作成し、指導に当たること。施設、設備及び器具、用具の点検、整備を必ず行うこと。準備運動や整理運動を十分に行うこと。常に自他の安全に留意し、活動させること。以上四つのことを重点的に注意をしながら学校に指示しているところでございます。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

今のスポーツの部活動全般について準備体操をやるとか、実態に合った計画を作るとか、機械器具の点検をするとかという四項目ほど述べたんですけども、県教育委員会から市町村の教育委員会に事故防止のために具体的にもっと安全マニュアルというのは提示されて、参考にしてやりなさいよという指導も受けているんじゃないんですか、その辺はどうですか。

○議長（齋藤恵一君）

教育長。

○教育長（舘山新一君）

安全マニュアルについては先ほどもお答えしましたけれども、まず、スポーツ活動の指針についてと高等学校運動部活動における安全マニュアル、特に高等学校運動部活動における安全マニュアルについては、具体的な種目ごとに点検すべき注意事項が書いてありますので、こちらの方を各学校にはお願いして、徹底しているところでございます。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

そうすると、具体的には例えば柔道なら柔道というクラブ、あるいは柔道なら柔道ということについては、どういうことを注意しなさいということをお県教育委員会スポーツ健康課では、どういふようなことを注意しなさいと言っているんですか、これ。今回の教訓なら教訓の中でどういうことを注意しようじゃないかということをお指摘しているんですか、安全マニュアルは。町長でもいいですよ、町長わかっているならば。

○議長（齋藤恵一君）

教育長。

○教育長（舘山新一君）

ただいま柔道に対しての質問がございました。柔道に対しては、具体的には例えば畳の劣化や破損とか、いわゆる用具関係、それから道場内の設備関係、それから具体的に技に対する事項等々具体的に書いてありますので、こちらの方を学校に対しては見ていただいて、徹底するように指導してあります。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

確かに今言ったのは施設面だとか、あるいは事故というのは施設面から発生する問題、それとかかわりなく発生する場合と両方ございますね、大きく学校管理下というふうな中でも。例えば柔道であれば、はっきり明確にこの安全マニュアルでいきますと、柔道の項目では、投げ技による事故例を挙げて、技能レベルに応じた体格や体重、筋力差を避けることが欠かせないというふうに、具体的に指摘しているんですよ。それを各学校に渡したというんですけれども、どういうふうに徹底することになったんですか。

例えば、体育の部活の指導をしている先生に集ってもらって説明をしたとか、あるいは一般の体育指導員もありますよね、そういう人も含めて打ち合わせや再確認の打ち合わせをしたとか、具体的にはどういうふうにして徹底なされたんですか。

○議長（齋藤恵一君）

教育長。

○教育長（舘山新一君）

この件については、定例の校長会等において、具体的に高等学校における安全マニュアル等がありますので、これを十分読んでいただいて、具体的に各クラブごとにこの内容について徹底しているところでございます。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

校長会で説明をして、十分各部活で徹底するようにしたということですが、十分その辺をさらに具体的に状況を把握して、再発防止に全力を尽くすべきだと思います。思わぬ不慮の事故というのは当然起こり得るわけでありませぬ。しかしながら、ここまではいいだろうというふうなことで安心というか、そういうふうな場合にまた起きるといってもこの間、再発防止に取り組まれているということで、さらに強化していただきたいということを要求しておきたいと思います。

同時に、この間、確かに亡くなったのは本当に残念で無念なことであるんですけれども、偶発的な要素も絡んでいるけれども、しかしながら、そこには何らかの投げ技をやるというような段階で、足りない部分、そういう部分もあったことが結局は死亡事故につながったのではないかなと思っておりますけれど



も、見舞金や補償金というものについての話をいわゆる遺族の方になさったのかどうか。私がなぜこれを聞かなければならないなと思ったのかといいますと、単なるこれは被害者だけの問題じゃなくて、それに関係しているコーチの方やあるいは部員の方、なかんずくそのらんどりの相手をしていた方、それらのすべての人に関係する問題であります。早期にある程度の解決をしてほしいと願うのは当然であります、早目に。この件についてどういう話し合いがなされているのかどうか、この辺はどういうふうな状況なんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（齋藤恵一君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

まず、浅利議員の通告の質問が学校・部活動における事故防止策の取り組みと補償金についてということでありましたので、個別の事犯についての質問になるということでは認識しておりませんでしたので、大変申しわけありませんでしたけれども、この個別の事件に関しては全く私も浅利直志議員と同感で、この不慮の事故で亡くなられた生徒さんには心からまた重ねてお見舞い、そしてご遺族の皆さんにはご冥福をお祈りする次第でありますけれども、この事犯、再発防止に向けて、今教育長が語る説明しましたように、そのマニュアルに基づいて二度とこのような事故が起きないように各部活を通して学校と綿密にその協議をしていたということを報告を受けております。私も町長といたしまして、非常に憂慮しているところでありまして、この個別の事犯につきましては、教育委員会教育長、それから町長部局では総務課長と、これは慎重にご遺族様のご心中を考えながら早期にとおっしゃいますけれども、その辺は適切な時期を見計らいまして解決に向けて全力を持って誠意を持ってこの問題に臨みたいと、こういうふうに打ち合わせをしているところであります。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

こういう事案だけじゃなくて、こういうというのは、柔道部の部員の方が亡くなったということだけではなくて、ある程度の障害だとか、最悪の場合は死亡というようなことも起こり得るし、また起きたわけであります。そういう場

合の私も父母の方から聞かれたんですけれども、そういう場合の今回の場合は補償金という、私は補償金という形で文字としては通告しておりましたけれども、補償金が発生する事例ではないと思うわけでありましてけれども、見舞金なら見舞金、つまり先ほど私がちょっと正確ではなかったんですが、独立行政法人日本スポーツ振興センター、こういう独立行政法人がこの学校の安全の問題を取り扱っているということでありましてけれども、不幸にして死亡したという場合、どういうふうな制度になっているのか、その点について教育長にお聞きいたします。

○議長（齋藤恵一君）

教育長。

○教育長（舘山新一君）

ただいま浅利議員の方からお話しがありました独立行政法人日本スポーツ振興センターにおける災害共済給付制度でございます。これについては、学校管理下における児童生徒の災害に対しての給付でございます。一つは、負傷、疾病においてはその程度に応じて医療費、それに伴って障害が残った場合は障害見舞金、不幸にして亡くなられた場合は死亡見舞金の制度がございます。

以上でございます。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

これで最後にいたします、この問題は。

亡くなってから百カ日過ぎているわけでございます。町長が今答弁したようにご親族、遺族の心中を察しながら交渉をしていきたいということでもあります。裏を返せば今まであんまりやっていたのかなというふうにも私は思います。やっぱりこういう問題は五十日なら五十日ぐらいではおおむねこういうふうな事故が起きた場合こういうふうになっているんですよという説明ぐらいはして当然じゃないかなという、私の常識からすれば世間の常識からすればそういうふうに詳しくはいついつごろからお話しましょうとか、あちらの方からない場合でもそれぐらいの取り組みをしてしかるべきものじゃないかなというふうに思っておりますけれども、早期にご心中を慮りながら進めて、関係者全員が安堵するような状態を早期につくっていただきたいということを強く要望しておきたいと思っております。

次に、給食の実施に伴う地産地消で対応できない食材の調達についてという

こととございます。

先ほどの答弁では何か当たりさわりのないようなお話でしたけれども、実際八月の二学期休み明けから実施するというようなことでありました。そのためには機械の調整だとか、あるいは機械の取り扱いだとか、さまざまな訓練を調理の訓練なりやらなければならないという実態もありましたでしょう。私が指摘したいのは、ここで地産地消で対応できない。例えば私この間ご馳走になりましたけれども、三百円負担するんですけどね。果物のバナナ、こういうものについて、あるいはまたミカン、こういうのがありますね。これを従来藤崎町の給食に供給していて、お役に立ってきた実績のある商店というのものもあるわけがあります。そういうところで「見積もりもとらないんじゃないか」というようなことも言われておるわけでありまして、二、三の商店から。これでは情けないではないかと。地産地消と言ってすべて食彩館にやり繰りさせると。そもそも食彩館だって業者から仕入れてきているというような状況もあるわけでありまして。私が聞きたいのは、調達できない食材で、地元の商店などで賄えるものは、あるいはまた値段的に相応の値段であるならば、地元の業者といたしますか、そういうものも納入業者に参入できるというようなことをすべきでないかなと思っておりますけれども、その辺の取り組みはどういうふうになっているんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（齋藤恵一君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

まずしゃべりたがるので私からまず発言させてもらいます。

私にもある業者さんからお叱りといいますか、苦情といいますか、ご意見がありまして、まずはお米、それから食材ですね、野菜関係、素材関係です。米は違いますが、今まで取引していたのにどうして取引できなくなったのかというようなことであります。地産地消の意味とそれから目指すもの、私の考えを説明しまして、主に生産者の方々に食材の生産と供給をお願いしたいんだということを説明して理解してもらいました。「生産していないものもあるんじゃないか」と。それも生産者に調達してもらうことが基本であります。これは私個人の考え方かも知れませんが、生産者の方々、農業振興も兼ねて地産地消とありますもので、できるだけ生産者の方々に生産してもらい、確保してもらい、そして供給してもらいたいという私の思いがあります。どうしてもかなわない場合は、業者さんなりにお手伝いしてもらおうわけでありまして

けれども、基本的にはそうであります。

お米に関しても生産者の方にこれは提供していただきたい。お米というのは、やっぱりお話を聞くと、いろいろな生産方法も午前の議論にもありましたけれども、特別栽培米、クリーンライス等もあるし、有機系ですね、それから地元のほかの栽培米もあります。いろいろな生産、それから流通経路、いろいろなお米があるそうなんです、同じ品種、銘柄にしても。それと農協系というんですか、そういうのと、それから業者さんがまた別にいるんですけれども、それはどういうふうに踏襲したのかというふうにもお米屋さんからも問い合わせがありました。それで、精米の方法もさまざまあるみたいで、一定の基準をどうやってクリアするのかというようなことも勉強になりました。米も食材でありますので、皆さんもよく私も半端な今知識で話をしていますけれども、お米一つとっても給食の食材としてどこから供給するのかといったところもいろいろ事前に議論いたしましたけれども、私は今の最終的な供給体制でいいのではないのかなと。藤崎産米の有機系のクリーンライス米の供給、その辺でいいんじゃないかなと、こういうふうに考えております。いわゆる生産者が生産して、そして供給もしてもらいたいということであります。

ですから、業者さんが必ずしもその食材にみんなみんなかかわれるかという、今までのように行かなくなりましたので、これは我慢してくださいというふうに、その業者さんには私は説明してまいりました。

以上でございます。

○議長（齋藤恵一君）

今、学校給食センターの所長が手を挙げていましたので、對馬学校給食センター所長から一言お願いします。

○学校給食センター所長（對馬一孝君）

ただいま町長が答弁されましたけれども、給食センターでは、先ほど浅利議員が町内の業者に見積もりもとっていないのではないかとご指摘がありました。肉の関係は鶏肉、豚肉、牛肉と三種類使いますが、町内の三店の精肉店から見積もりをとって、その結果によって発注しておるところでございます。

それから、バナナ、ミカンにつきましては、現在、食彩館を通して購入しておりますが、十月から地元の業者にも見積もりの機会を与えるということで、今連絡しておるところでございます。

それから、このバナナとか、ミカンとか、それからミニトマトなど、数物に関しては品質の問題がございまして、従来小学校とか、保育所でも地元の商店

を使っておったんですが、ちょっと品質が悪くて、これで我慢して使ってくれという経過があったように聞いております。それで、給食センターでは、大量調理をいたしますので時間と勝負しております。それで悪いものがあればさらに持ってきてくださいとか、交換してくださいというふうに指示を出しますが、小さな商店では在庫の関係で交換までに至らない場合がございます。そうすると、安全で安心な給食を提供できない状態になりますので、できれば食彩館を通した大きな取引のできるところとやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

町長がお米について説明しておりましたけれども、お米についてはいいんです。地元産を利用すると。問題は藤崎でとれないメロンであり、あるいはバナナであり、ミカンであり、例えばの話ですよ、そういうものについて、少なくとも見積もりを聴取して、納入の機会を与えるべきだということを私は言いたいのであって、そうあるべきだというふうに思っておりますけれども、その辺はどういうふうに思いますか、町長。

○議長（齋藤恵一君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

どうも答弁が的を外したようで、大変申しわけありません。

基本的にはそうでありますけれども、今、細かい話が担当課からお話しありましたように、品質のよいものをある一定の量をちゃんと確実にとりたいというのが現場の栄養士さん初め職員の悩んでいるところだと思います。それにこたえられる、対応できる業者さんもこれは納入するに当たっての最小限度の条件になるかと思っておりますので、私の考えは浅利議員と同じであります。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

浅利直志君。

○十四番（浅利直志君）

最後に、国保税の問題についてお聞きしたいと思うのであります。

国保税が納税する税金の中では最も負担感が強い。そして藤崎町でも約三千世帯、二千九百幾らというふうな先ほどの説明でありました。それで、先ほど

の説明の中では国保法第四十四条といいますか、これに基づいて既に舛添さんの方から、厚労省の方から通達といいますか、通知といいますか、そういうものも来て、低所得者などについては運用を改善すべきだというような通知も来ておるわけでありまして。軽減の医療費の一部負担金、基本は三割負担ですけれども、その分についての軽減の措置というのも一つは災害であり、もう一つ失業だとか、倒産、こういう問題もありますので、保険料の軽減の措置と同じような形で取り扱って運用を改善していくべきだというふうに思っておりますけれども、モデル事業を見て、二十二年度といえれば来年からだということなんですけれども、もっと早くできないものなのではないでしょうか。これについて担当課長でもよろしいので、お伺いしたいと思います。

○議長（齋藤恵一君）

住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

お答えいたします。

全国的には大分進んでいるようでございますが、県内の状況を見ますと、ほとんどが適用していない状況でございます。ある一部では減免関係を行っている部分もありますけれども、短期的な形で実施しているというのが現状でございます。災害等につきましては、県内の市町村であっても、ほとんどその時点で行っている経緯がございます。町におきましても平成三年の台風十九号の際には適用したという経緯があります。ただ、これは病院の未収金から発生したものであって、未収金が非常に多いということで生活困窮者と悪質者という形でございます。生活困窮者の対策としてはやはり国保、それから生活保護、それらの範囲前後で困窮している方の対応の仕方だというふうに考えております。この減免を定めているというのは、やはり実収入の月額、生活保護に規定されている基準生活費、最低の生活費ということですから、それを一五%上回った基準額を十五万円とすれば、実収が十七万二千五百円、それ以下の人たちには減免、それは基準がございますけれども、段階的な基準で減免していくと。それ以上の方でも段階的に五割、八割軽減とか、五割軽減とか、そういう措置がありますので、できれば国のモデル事業を見た上で、その一定基準が示されますので、それを踏まえての検討ということにしていきたいなというふうには今のところ考えております。それ以前ということになれば、ある程度は検討は進めていかなければならないとは思いますが、最終的には国の基準も見ながら実施できるものであれば実施していきたいというふうには考えておりま

す。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

これで十四番浅利直志君の一般質問は終了いたしました。

十分間の休憩をいたします。

再開時間は二時十分でございます。

休 憩 午後 二時 一分

---

再 開 午後 二時十二分

○議長（齋藤恵一君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

七番相馬勝治君に一般質問を許します。

相馬勝治議員。

〔七番 相馬勝治君 登壇〕

○七番（相馬勝治君）

ただいま議長より一般質問のお許しを得ましたので、関係各位の明確な答弁、よろしくお願いいたします。

本日、九月十一日と言えば、九・一一ニューヨークにおいて八年前同時多発テロが発生したことを思い浮かべております。世界中に恐怖をもたらしましたこの事件、思想、文化、さまざまな違いはありますけれども、世界中に一刻も早くラブ・アンド・ピースを願うものです。そしてまた、国内においては、先般半世紀以上続いた自民党が大敗、政権交代ということになりましたが、これからどういう政策を打ち出してくるのか期待と不安の入り混じった気持ちで毎日を送っております。そしてまた、地方自治体においてもこれからさまざまな分野で情報を得る機会が多くなると思っておりますけれども、即刻の対処をよろしくお願いいたします。

それでは、質問事項に沿って伺いいたします。

教育問題についてであります。

常盤小学校の修繕の現状及び改築、新築の予定についてであります。

昭和四十七年から三カ年計画で昭和四十九年に完成したわけですが、それ以降、修繕維持管理費も大分かかっております。これからも修繕の方法でいくものなのか、それとも改築、新築の予定はあるのか伺うものです。

次に、小中学校のあいさつ運動についてであります。

最近何やら児童生徒に元気がないような気もいたしております。このことについて教育委員会及び学校の方ではどういう教育方針で行動しているものなのか伺うものです。

以上をもちまして本日定例会のトリをとります相馬勝治、壇上からの一般質問を終わります。

○議長（齋藤恵一君）

七番相馬勝治君の一般質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 小田桐智高君 登壇〕

○町長（小田桐智高君）

相馬議員のご質問にお答えします。

初めに、教育問題についてのイの常盤小学校の修繕の現状及び改築、新築の予定についてであります。まず、修繕の状況であります。平成五年度に大規模改修工事で外壁補修及び外部内部の仕上げ改修工事と屋上の防水改修工事、平成十八年度に下水道の切りかえ工事、平成十九年度に給水管改修工事を実施してまいりました。また、本年度は体育館の屋根ふきかえを工事中で、今般の補正にグラウンド側屋根下がり壁外壁修繕工事を見込んでいるように、常盤小学校には近年多額の修繕費用が費やされております。

改築、新築の予定についてであります。現在、藤崎小学校を新築中で、平成二十三年度完成を目指しているところであり、今後財政面を含めて検討してまいりたいと思います。

次に、口の小学校、中学校のあいさつ運動についてであります。あいさつは日常の人間関係を円滑にとり運ぶため、お互いに声をかけ合ったり、それぞれの社会において幼いころからしつけられています。各小中学校でもあいさつはしっかり実践されているものと思います。あいさつは心と心のかけ橋ということから、今後とも元気なあいさつを実施するようお願いしているところであります。

以上、相馬議員の一般質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（齋藤恵一君）

七番相馬勝治君の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより七番相馬勝治君に再質問を許します。

相馬君。

○七番（相馬勝治君）



先般、教育要覧というものが教育委員会の方から配付になっているんですけども、毎年このような要覧は来るんですけども、小学校を開いてみると、結構補修工事なんか最近目立ってきているということで、この一般質問になったんですけども、強いて言えば中央小学校の場合は平成四、五年のあたりに建設されたということで、一番古いのが常盤小学校なんですけれども、これから平成二十三年度には藤崎小学校もできるので、今度は常盤小学校の番だなということで今回一般質問になったんですけども、どうなんでしょう、改築、それから新築、そういう要素はこれから出てくるものがあるんでしょうか、今までの修繕とか、そういうのを考えてみた上で、億単位のお金が出ていっているんですけども、これから委員会なり、そういうをつくるという、建設でなくてもいいんですけども、校舎を全体的に見て、修繕でいいものか、思い切って新築、改築するべきなのか。藤崎小学校は二十三年でできるんですけども、それ以降になるとまた数年かかるということで、ある程度事前に委員会なりをつくって、検討委員会なんかもつくるという計画なんかどんなものでしょう、町長、ありますか。

○議長（齋藤恵一君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、今の補正でも修繕費も提案しております。これらで過去にも修繕してきた箇所があるわけで、大分頑丈になったのかなと、こう思っておりますけれども、経過年数は一方経過して一番古いという施設でありますので、適切な時期に手順としては藤崎小学校がとったように、検討委員会というのもしかるべきときに設置して、そこで改修、あるいは新築、改築といったどういう工事方法が望ましいのかといったところを検討してもらって、あるいは地元の地域の方々あるいは現場の方々のご意見も拝聴して、それで適切な対応をしてみたいと、こう思っています。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

相馬君。

○七番（相馬勝治君）

その校舎も含めて、グラウンドの方も大変水はけが悪いということで、先般、職員の方の話にもあったんですけども、水はけが悪いので、購入土が父母の

お金を使ってやったり、最近では役場の方から三万ちょっとぐらいですか、予算はあるんですけども、三万円そこそこである程度購入土をやったって、目に見えない部分が結構ありますので、それを含めながら、それと並行して建設の方向へ思い切って持っていけば、グラウンドにも暗渠もできるし、子供たちも大分いい方向で、いい成績を残せるんじゃないかということで、前向きな検討方法でお願いいたします。

それにつけ加え、これちょっと脱線するかもわからないんですけども、常盤村時代の分収林があるんですよ、杉の木。それが恐らくじゃない、来年度伐採が二十二年から出てくるので、恐らくそれは担当課の方でこれは、二十二年で間違いなかったですよ、済みませんけれども。

○議長（齋藤恵一君）

農政課長。

○農政課長（浅利 克君）

お答えいたします。

今相馬議員のおっしゃったのは大鰐町にある分収育林だと思います。五ヘクタールほどありますけれども、これは管理計画によれば平成二十二年度収伐予定という形になっております。

以上でございます。

○議長（齋藤恵一君）

相馬君。

○七番（相馬勝治君）

何でこの分収林をあげたかといいますと、その木を使った建物とか、ログハウスみたいな学習する小屋といいますか、そういうものもこれから学校教育には必要なんじゃないかなと。そしてまた学校の一部にもこの木というものを使えるということで、この大鰐の分収林も今合わせて木が安いとか高いとかという問題ではなくてで、常盤村が残した財産の一部としてその木も使いながら、子供たちに勉強を教える、遊びを教える、そういう計画もあってもいいんじゃないかと思っております。今回この学校に関してはさまざまなこれから意見もあると思っておりますけれども、なるべく前向きに大なり、小なりの検討委員会をつくって、前向きな方向で進んでもらいたいと思っております。

次に、あいさつ運動のことですけれども、先般、私、熟年野球という試合がありまして、そのときにユニフォームを着て、三十番の背番号をつけたからかどうかはわからないんですけども、トイレに行ったら、子供たちがあいさつ

してくるんですよ、「こんにちは」「ご苦労さま」と。大変本当にトイレから出てもすっきりした気分と気持ちいい気分が二つあって、本当にいい気分でその日を終わりました。そして何かこう最近どうなんでしょう、子供たちがそういうスポーツをやった子供たちだからやったのか、それとも普通の子供たちには何かない元気のよさが大変見えてきたので、教育委員会では、ただあいさつしなさいと、学校だけでなく、家でもあいさつしなさいよと、そういうんた話し合いの場といいますか、その辺のところは教育委員会としてどういう指導といいますか、学校で話し合いをしているのかなと、教育委員長、何とかお願いします。教育委員長でもいいし、教育長でもいいし、お任せします。

○議長（齋藤恵一君）

教育長から手が挙がりましたので、教育長から詳しく説明をしていただきます。

教育長。

○教育長（舘山新一君）

このあいさつ運動は昭和五十四年にスタートして、もうかれこれ三十年以上たつわけです。まさにこのスタートした時期は、人間関係の原点となるあいさつの重要性を認識して、町を当時常盤村でしょうか、明るくしようと、こういう趣旨のもとにスタートしたと聞いております。現在は五月から十月までですけれども、一礼の日として、十日前後になりますけれども、広報車でテープを流しながら町長初め、教育委員会、それから中心になるのが藤崎町生活合理化推進協議会、こちらの役員を含めまして現在十日には広報車で朝七時から回って、町民の皆さんにあいさつの重要性を説きながら回っているところです。

また、小中学校においては、標語を募集して意識づけをさせながら取り組んでいるところです。

また、各小中学校においては、おのおの工夫しながら今あいさつ運動については取り組んでおります。例えば、藤崎小学校においては保護者の皆さんが自宅の前に立って、通学する生徒に声かけをすとか、中央小では、各学年ごとに玄関で一週間あいさつ運動をさせていただいたり、常盤小学校では校長先生が先頭に立って、学級ごとに一週間玄関の前でみんなに呼びかけをしております。

また、藤崎中学校では、毎朝、部活クラス会単位で声かけをさせていただいています。明德中学校では、やはり生徒会が中心になって、こちらの方も毎朝、運動を展開しているところでございます。

なかなかあいさつ運動については小学校、中学校ではいろいろ工夫しながら元気よくあいさつ運動をしているんですけども、そのあいさつにこたえてくれる大人の人たちが大変少ない、こういうことも聞いております。ぜひ生徒たちにあいさつ、「おはようございます」と声をかけていただいたら、ぜひ大人の人たちも積極的にやはり声をかけていただいて、やることによって、子供たちもまたますます元気になってあいさつに取り組んでいくと思いますので、ぜひ子供たちの教育よりもやはり地域のみんながそういう思いになってやることによって、また活気づいてあいさつができていくのではないのかなと思っていますので、ぜひよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

相馬君。

○七番（相馬勝治君）

大変明確な答弁ありがとうございました。

受け側の大人である私たちもこれから十二分に元気よく人の形成はあいさつからと言っている人もおりますので、これからはあいさつのできない人間をつくらぬよう、みんなで協力しながらあいさつ運動を進めていこうと思います。

以上で私の再質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（齋藤恵一君）

これで七番相馬勝治議員の一般質問は終了いたしました。

以上で一般質問を終わります。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦勞さまでございました。

散 会 午後二時三十二分